

広島県告示第三百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉井谷D(四九三六〇)地区	急傾斜地の崩壊	吉井谷D(四九三六〇)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷B(四九三七)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷B(四九三七)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷B(四九三七隣一)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷B(四九三七隣一)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷B(四九三七隣二)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷B(四九三七隣二)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷(一〇〇一三)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷(一〇〇一三)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷(一〇〇一三隣一)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷(一〇〇一三隣一)地区	急傾斜地の崩壊
木門田C(六四四九)地区	急傾斜地の崩壊	木門田C(六四四九)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷C(四九三八隣五)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷C(四九三八隣五)地区	急傾斜地の崩壊
龍泉寺谷C(四九三八隣二)地区	急傾斜地の崩壊	龍泉寺谷C(四九三八隣二)地区	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項











開ノ木川(七八一 ○隣a)地区	土石流	次の図の とおり	開ノ木川(七八一 ○隣c)地区	土石流	次の図の とおり
開ノ木川(七八一 ○隣b)地区	土石流	次の図の とおり			
開ノ木川(七八一 ○隣d)地区	土石流	次の図の とおり	開ノ木川(七八一 ○隣e)地区	土石流	次の図の とおり
開ノ木川(七八一 ○隣f)地区	土石流	次の図の とおり			
開ノ木川(七八一 ○隣g)地区	土石流	次の図の とおり	開ノ木川(七八一 ○隣h)地区	土石流	次の図の とおり
開ノ木川(七八一 ○隣i)地区	土石流	次の図の とおり			
開ノ木川(七八一 ○隣j)地区	土石流	次の図の とおり	久品寺川(七八〇 八)地区	土石流	次の図の とおり
久品寺北川(七八 五五)地区	土石流	次の図の とおり			
東家政川(七八〇 九a)地区	土石流	次の図の とおり	東家政川(七八〇九 b)地区	土石流	次の図の とおり
東家政川(七八〇 九b)地区	土石流	次の図の とおり			
東家政川(七八〇 九隣a)地区	土石流	次の図の とおり	東家政川(七八〇 九隣b)地区	土石流	次の図の とおり
東家政川(七八〇 九隣b)地区	土石流	次の図の とおり			

東家政川(七八〇 九隣c)地区	土石流	次の図の とおり	東家政川(七八〇九 隣d)地区		
東家政川(七八〇 九隣d)地区	土石流	次の図の とおり			
東家政川(七八〇 九隣e)地区	土石流	次の図の とおり	東家政川(七八〇九 隣e)地区		
東家政川(七八〇 九隣f)地区	土石流	次の図の とおり			
東家政川(七八〇 九隣g)地区	土石流	次の図の とおり	東家政川(七八〇九 隣g)地区		
東家政川(七八〇 九隣h、隣i)地 区	土石流	次の図の とおり			
東家政川(七八〇 九隣j)地区	土石流	次の図の とおり	東家政川(七八〇九 隣k)地区		
東家政川(七八〇 九隣k)地区	土石流	次の図の とおり			
東家政川(七八〇 九隣m)地区	土石流	次の図の とおり	石畦奥川(七八一四 隣g)地区		
石畦奥川(七八一 四隣g)地区	土石流	次の図の とおり			
石畦奥川(七八一 四隣r)地区	土石流	次の図の とおり	石畦奥川(七八一四 隣r)地区		
		次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。